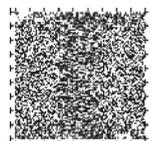


# 第1章

## 計画の趣旨



# 1 計画策定の背景

全国の自殺者数は、平成10年に急増して年間3万人を超え、減少の兆しが見えない状況が何年も続きました。平成18年10月に国は自殺対策基本法（平成18年法律第85号、以下、「基本法」という。）を施行、平成19年6月には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」（以下、「大綱」という。）が策定され、「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、広く「社会問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてきました。その結果、自殺者数は減少傾向となるものの、現在でも2万人を超える水準となっています。その後、平成28年4月に基本法が改正され、平成29年7月に新たな大綱が閣議決定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

本市においては、平成20年度から本格的に自殺対策を推進し、全庁的に、また関係機関・団体と連携し取り組んできた結果、自殺者数は全国同様に減少傾向にあります。しかし、未だ毎年50人以上のかけがえのない命が、自殺に追い込まれています。

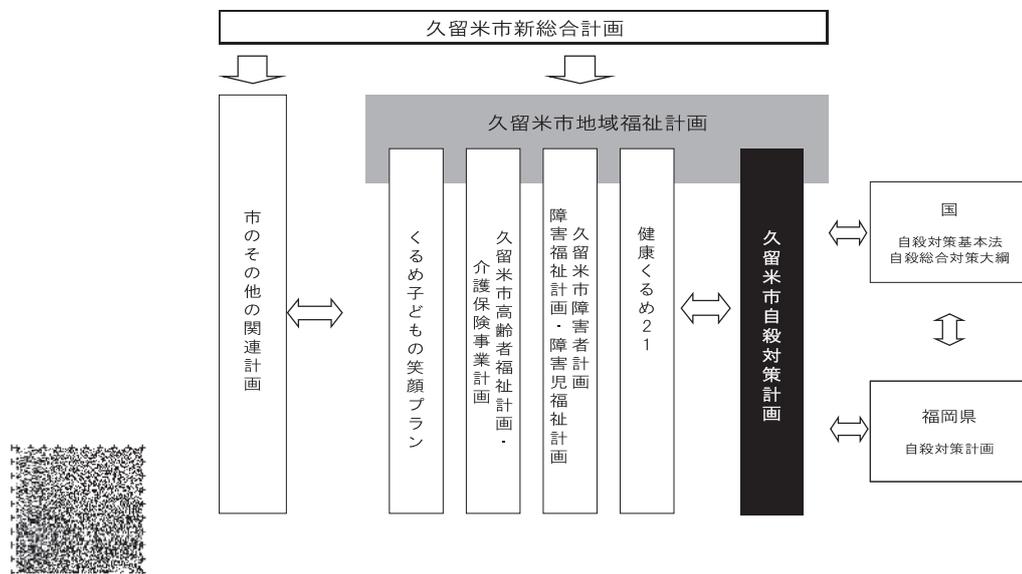
このような状況を踏まえ、本市においても、これまでの自殺対策を発展させ、さらに総合的に推進するため、「久留米市自殺対策計画」を策定します。

# 2 計画の位置づけ

この計画は、平成28年に改正された基本法に基づき、国の定める大綱を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「久留米市新総合計画第3次基本計画」（平成27年3月策定）の目指す都市の姿の一つである「市民一人ひとりが輝く都市久留米」の実現に向け、久留米市地域福祉計画等の保健、福祉分野や他の関連計画との整合を図りつつ、市民との協働や人権尊重の視点を踏まえ策定するものです。

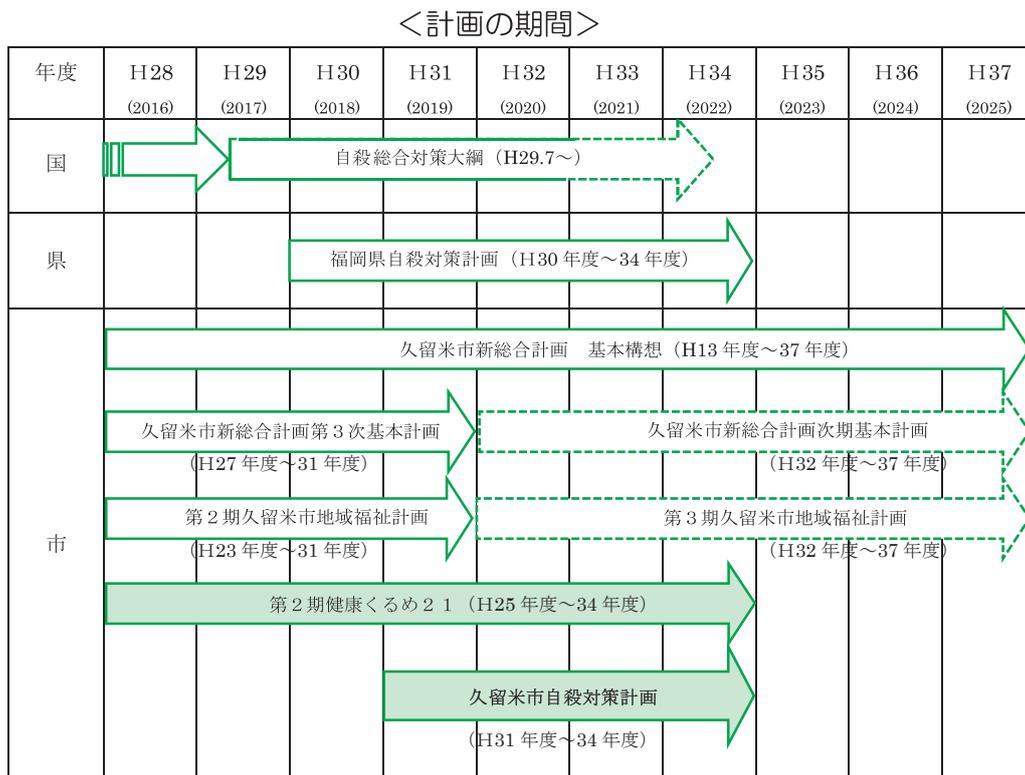
<他の計画等との関係イメージ図>



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）までの4年間とします。

また、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。



\*平成31年度以降は新元号の予定です。便宜上平成に置き換えて表記しています。

